

経済建設委員会会議録

平成28年5月24日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:51

【 案 件 】

1. 経済施設等対策について
2. 産学連携について

【 報告事項 】

1. オートレースの売上状況および専用場外発売所の開設について (経営管理課)
2. 近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学創立50周年記念式典の開催について (産学振興課)
3. 誘致企業の工場火災について (産学振興課)
4. 飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて (商工観光課)
5. 筑穂地区(桑曲線)スクールバスにおける一般市民との混乗運行について (商工観光課)
6. 平成27年度コミュニティ交通利用状況について (商工観光課)
7. 職員の処分について (経 済 部)
8. 飯塚立体駐車場の試験的運用について (住宅政策課)
9. 飯塚市空家等実態調査業務委託実施について (住宅政策課)
10. 市職員による車両損傷事故について (土木管理課)
11. 市道上における車両損傷事故について (土木管理課)
12. 工事請負変更契約について (土木管理課)
13. 工事請負契約解除について (土木建設課)
14. 工事請負変更契約について (土木建設課)
15. 工事請負変更契約について (都市計画課)
16. 市道上における車両損傷事故について (穎田支所経済建設課)
17. 飯塚市農業委員会委員の辞任について (農業委員会事務局)
18. 平成25年12月25日議決の「訴えの提起(和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加)」に関する「市に対する訴えの取り下げ」について (上下水道局総務課)
19. 工事請負変更契約について (上下水道局総務課)

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「経済施設等対策について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○経済施設等対策室主幹

お手元にお配りしております資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、「庄内温泉筑豊ハイツについて」でございますが、①現状につきましては、代替施設

として考えられる施設案をもとに、その可能性について、民間事業者にヒアリング調査中でございます。代替施設案と致しましては、管理施設、それから合宿等宿泊施設、それから民活施設、この3つの施設を代替施設と考えております。内容につきましては、管理施設につきましては、テニスコート管理や会議・研修室、テニス大会選手サロン等、それから、合宿等宿泊施設につきましては、筑豊緑地一体の周辺環境と現筑豊ハイツの利用状況を活かした施設、民活施設につきましては、レストラン、その他集客施設というイメージで考えております。それぞれの課題等につきましては、右側に掲げておりますとおり、管理施設につきましては、既に県の管理等があるというふうなものもございますし、合宿等宿泊施設につきましては、市外からの利用者が多くを占める施設への投資の是非、それから将来的な利用者増が見込めるかといったような課題もございます。それから民活施設につきましては、手を挙げてくる事業者がいるのかと、それから、民間事業者にとって魅力があるかといったところが課題となってくるかと思っております。

それから、福岡県飯塚県土整備事務所に、筑豊緑地との運営面での連携及び新しい施設整備の可能性について相談をしております。民間事業者の意見といたしましては、2番目に掲げておりますが、周辺人口として、2キロメートル圏内に4万人程度が望ましいと。現状は約3千人でございます。それから、収益事業の見込みが不透明のため躊躇する、それから、福岡県の施設と一緒に運用できるのであれば魅力を感じるが、飯塚市の施設単独では厳しいと。事業手法としては、従来どおりの行政主導の事業手法、従来発注型。それから、民間事業者の資金とノウハウを活用する事業手法（PPP/PFI）が考えられ、それぞれ次のような特徴があるが、筑豊ハイツについてはPPPによる事業が適していると思えると。しかしながら、収益事業の見込みが不透明な状況にあっては、市としての支援体制が見えてこなければ厳しいというようなご意見をいただいております。事業手法につきましては、下に掲げておるとおりでございまして、従来型は今までどおり行政がやってきた事業手法でございまして、PFI事業につきましては、PFI法に基づきまして行われる事業でございまして、事務負担が大きく、事業化スピードが遅くなるといった問題点もございますし、また、導入可能性調査等費用負担を伴う必須なものもあるというふうな状況でございまして、それから、PPP事業につきましては、PFI法による法の適用を受ける事業ではございませんで、民間資金とノウハウを活用するということはPFIと一緒になんですけれども、もっとPFIに柔軟性を持たせた事業ということで、現在国が推奨している事業でございまして。

次のページをお願いいたします。福岡県飯塚県土整備事務所の意見といたしましては、運営面での連携については、都市公園としての制約もあるので、それに沿ったところでの連携のあり方を検討することになるが、まずは市としての具体的な要望等を示してほしいということでございました。それから、新しい施設整備につきましては、具体的な要望があった上で、本庁にて検討することになるが、非常に厳しいと思うと。今のところ、今の施設で充足しているのではないかというふうな考え方ということでございました。

それから4点目に、課題として掲げております、市単独での代替施設の整備（管理施設・合宿等宿泊施設）の場合、収支が黒字となる料金設定は難しく、事業費負担が大きくなると。次に、民間事業者の資金とノウハウを活用した施設、これを併設できれば、事業費負担は経験でき、集客も期待できるが、民間事業者に魅力のある条件でなければ興味を示さない。

最後に、今後についてでございますが、福岡県の施設との運営面での連携の可能性について引き続き検討していきたいというふうに思っておりますし、合宿等宿泊施設の有効活用につながるような筑豊緑地の施設整備を検討し、福岡県による協力についても相談をしていきたいというふうに思っております。それから、現筑豊ハイツに代わる代替施設整備の可能性について、民間事業者からの具体的な条件提示を含めて、引き続きヒアリングを行っていきたいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。今いろいろ申し上げてきましたけれども、事業イメージを図として掲げさせていただいております。飯塚市とSPC（特定目的会社）とが事業契約を結び、そこが事業を運営するというところでございますが、このSPC（特定目的会社）といいますが、全体をマネジメントする代表企業と、そこに関わる、例えば、設計・工事監理に関わる地元企業A社であったり、建設企業の地元企業B社であったり、それから、維持管理運営を行う地元企業C社であったり、こういった企業が1つの目的のためにタッグを組んでやると。そこに対して、市と契約を結ぶと。金融機関がそこに金銭的な融資を行うというふうな事業イメージでございまして、ここでBTO方式での運営イメージとありますが、これは市の土地に対して、全てを民間で建設するわけでございますが、市が必要とする施設、管理施設・合宿等宿泊施設については、建設と同時に、完了した時点で市に所有権を移転すると。それから、民間施設については、民間の所有のまま、市の土地を借りた状態で運用していくと。そして全体事業を運営するというふうなイメージでございます。

それから、その内容につきましては、下の①から⑤のところに記載をさせていただいておりますので、ご一読いただければと思います。筑豊ハイツについては、以上のとおりでございます。

続きまして、「2. 飯塚市地方卸売市場について」、ご報告をいたします。①現状につきましては、新しい卸売市場に係る基本的な考え方について、市場関係者と協議中でございます。それから、平成27年12月22日にJA福岡嘉穂から提案のありました、道の駅構想と、卸売市場関係者の考える場外市場との連携の可能性について、平成28年3月22日に意見交換会を実施しておりますが、今後も継続をしていきたいというふうに考えております。それから、個別に市場関係者との意見交換会を実施しております。

ここで見てきた課題といたしましては、新しい卸売市場の基本構想や規模等をどうするのか。それから卸売市場関係者が考える、場外市場の実現の可能性、基本構想、運営方法をどうしていくのか。それから新しい卸売市場の整備場所といったものがあります。

次に、今後についてでございますが、5月から8月にかけて、卸売市場関係者が考えます場外市場の可能性について、一定の方向性を決定したいということで協議をしております。それからJA福岡嘉穂の「道の駅構想」との連携の可能性についても継続して協議を行いたいと考えております。さらに、6月議会には新しい卸売市場の基本構想、規模等について検討するための「検討委員会の設置」及び「基本構想策定委託業務」に係る関連議案及び関連補正予算を上程したいというふうに考えております。それから、その予算がつきましたら、7月から8月にかけて、コンサル委託業者選定のためのプロポーザルを実施し、9月から来年の2月にかけて、新しい卸売市場の基本構想策定に取り組みたいというふうに考えておるところでございます。

以上簡単でございますが、現状について報告をさせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はございませんか。

○平山委員

卸売市場について、②課題のところの新しい卸売市場の整備場所ってありますよね。これは前に説明を聞いたときに、今の赤池の卸売市場と菰田の卸売市場の位置が縮まないところで設定してくれという話を聞きましたけれど、それはそのまま活きとるのですかね。

そして、もう1点聞きます。今後について、5月から8月にかけて場外市場の可能性について一定の方向性を決定するとありますね。ということは、場所も大体決まっているということですか。この2点をお願いします。

○経済施設等対策室主幹

まず1点目の新しい卸売市場の整備場所につきましては、今委員が言われました件につきましては、魚市場関係者の方がそういった要望として言われております。赤池、福智町にあるのが魚市場でございますので、青果市場とか花市場はございませんので。魚市場関係者の要望としてそういった意見はありましたが、全体的にまだ、それが魚市場の意見としてはあるんですけども、それで決定だと、そこ以外はないというふうなことではございませんので。ほかの市場も関係がありますので、協議をしていくことになるかというふうに思っております。

それから、新しい卸売場外市場の可能性について一定の方向性を決定するというごさいますので、場外市場をするかしないかというところも、それぞれ市場関係者において温度差があります。積極的にやりたいという方もいらっしゃる、前向きにやりたい、それから、あまりちょっとそれには乗り気でないというふうな形で、いろんな関係者の意見がありますので、その辺を調整する。そして、おおむねやっへ行こう、もしくはやめようという、そういう方向性を決めるのが5月から8月ということで考えておりますので、場所につきましては、そこからということになっていこうかとふうに思っております。

○平山委員

この構想は、道の駅構想と卸売市場の考える中で、場外市場を作ろうという構想なんですよ。颯田も200号バイパスが通っているんですよ。立派な一太郎ですね。あれだけの一太郎は農協さんと提携して野菜とかいろいろ売って、ものすごいお客さんが多いんですよ。しかし、先ほど言われました、魚市場の方達の意見で赤池と今の場所を近くしたところはだめだという提案があった中で、それを基本にこの構想を持ってきたら、完全に鯉田地域、颯田地域は最初から除外されていると同じことになるんですよ。そのところもよく踏まえて場所を選定するようにしてください。よろしくお願いします。

○道祖委員

平山委員と関連するかもわかりませんが、今、平山委員が課題のところの新しい整備場所の件でお尋ねしておりますけど、市としては移転の場合、市の市有地を代地に候補地として考えていくのか、それとも関係者が希望する場所を購入してでもそこに移設するのか。そのところはきちっと整理されていたほうがよしいんじゃないかと思うんです。基本的には市有地を代替地として整備していくほうがコスト的にはいいんじゃないかと思うんですけど。利便性の問題とか、そういう面がでてきたら、それだけではないかもわかりませんが、コストの面から考えれば、市有地に移転して有効活用するというほうがいいんじゃないかと私は思っております。その辺は市としての考えの中で、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○経済施設等対策室主幹

その点につきましては、関係課との協議の中でもそういった意見が出ております。基本的に市の土地を有効活用するというのが第一優先課題ということで言われておりますので。その点は順番としては市の土地の有効活用というのが第一ということになっていこうかと思いますが、今委員言われましたように、場外市場ということに本当に取り組んでいこうというふうな形になってきますと、その利便性であったり、将来性であったりといったところも視野に入れていかななくていけないというふうに思いますので。その点につきましても、場外市場をするかしないかといったところと連動してくるというふうに考えておりますので。当初の卸売市場の関係者との協議の中では、そういった順番で話を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「産学連携について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求め

ます。

○産学振興課長

産学連携に関する平成28年度における主な新規事業等についてご説明させていただきます。

まず、新規事業ですが、お手元に配布しております「産学連携事業について」と書かれております、資料1ページ「地域医療連携イノベーション創出事業」をご覧ください。

この事業は、平成27年度3月に補正予算で計上し、全額繰越を行っております地方創生加速度交付金を活用した事業となります。この事業の概要ですが、現在、医療関連機器等の開発におきましては、単独の医師や研究者が企業に対し、医療関連機器の開発を依頼するケースが多く、企業側では、医療現場を十分に理解できずに開発を行うケースが多く見られ、開発された医療関連機器等が市場ニーズにマッチしないといった課題があり、この課題解決のため、開発企業などが3カ月程度の長期にわたり、医療現場に従事し、複数の医師や看護師等の医療従事者とコミュニケーションを図り、医療関連機器等の必要性・市場性・コスト等の様々な面から検討を行い、医療機器開発を実施する手法が先進的な医療機関等で始められております。

本市におきましても、トライバレー構想の重点プロジェクトとして、医工学連携に取り組んでおりますが、この手法を導入することで、医療機器開発の促進など医療イノベーション創出と人材育成を目的に「地域医療連携イノベーション創出事業補助事業」の実施を行うものです。補助内容といたしましては、地域医療連携体からの申請に基づき、迅速な事業立上げのための機械装置などのハード事業、専門家招聘などのソフト事業費及び参加企業などに対する参加負担金の一部を補助するものであります。

続きまして、「大学生地域参画促進事業」を実施いたします。お手元の資料2ページ「大学生地域参画促進事業」をご覧ください。この事業につきましては、市内外の大学生を対象として、多数の学生が地域や企業への参画を図るため市や関係団体が実施するイベント等に参加した場合に、地域や企業とより関わりを持とうとする学生を評価すべく、地域貢献の度合いによりポイント数を付与する制度といたしております。ポイントを付与し、その獲得ポイント数に応じて、商品と交換し、獲得ポイント数の多い学生につきましては、年度末に表彰を行うという制度であります。この事業は、より多くの学生をこの事業に参画させることで、地域や地場企業の交流を深め、地域や地場中小企業の魅力を伝え、卒業後の定住化を促進させることを目的といたしております。

次に資料4ページ「タカハイノベーションパーク」をご覧ください。この施設は、地域のものづくり企業やベンチャー企業、学生、研究者が、斬新なアイデアや新製品を迅速に試作することが可能な最新のデジタル工作機器を備えた施設を市内企業であるタカハ機工が開設いたしました。この施設の利用は、誰でも可能で、学生は利用料も無料となっております。本市におきましても、この施設につきましては、平成27年度の地方創生交付金を活用し、共同開発施設を行う事業を対象とした「中小企業ものづくり連携支援事業費補助金」により、この施設の機械設備等の補助を行ってきたところです。今後、この施設を活用し、産学官が連携した新製品の開発等が促進されるよう大学や地場企業へ積極的に啓発に努めてまいります。

また、新規事業ではありませんが、資料5ページ「地域企業魅力発見事業【合同会社説明会】」につきましても開催回数を複数回とし、広報誌の発行部数等を増やす等、さらに事業を強化し、地域の雇用創出を促進してまいります。

その他のスマートアプリコンテスト等の産学連携事業につきましても継続して実施していく予定といたしております。

以上、簡単ですが、平成28年度の産学連携事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。

○道祖委員

ちょっとお尋ねしますが、九工大情報工学部ですか。それと、近畿大学九州産業理工学部、短大のほうは保育課がありますから、保育の関係で、飯塚市の職員に採用されている方が多いと思うんですけど。九工大と近大のほうからの職員というのは、産学連携やっていますけれど、職員になる、エントリーしてくる、試験を受けるというのは、傾向はどのようになってきているんでしょう。

それと採用は、実態はどうなっているのか。これだけ産学連携やっていて、九工大なり近大に市外から来て、学んでいる人、そういう人が地域に根づいてほしいということで、いろいろなことをやっていますけれど、市には採用がどういう状況にあるのか。その辺わかります。

○産学振興課長

申し訳ありません。個人的な職員で九工大卒というような話は聞いておりますけれども、具体的に何名の卒業生が市職員となっているのか、大変申し訳ありませんが、把握をできておりません。

○道祖委員

行政もいろいろな形態があると思うんですけども、それなりに九工大の学部なり、近大の学部は市の業務に直結した学部もあるように思います。その辺どうなっているのか。次回で結構です。せっかく頑張られているんですから、状況だけどのようになっているか把握して、今後どうするのか、状況を見てまた質問させていただきますのでよろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から19件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「オートレースの売上状況および専用場外発売所の開設について」、報告を求めます。

○経営管理課長

「オートレースの売上状況及び専用場外発売所の開設について」、提出しておりました資料に沿ってご説明いたします。資料の1ページの「平成26・27年度売上額及び入場者比較表」をお願いいたします。27年度実績(A欄)の合計のところでございます。開催日数は87日、売上額は107億4397万1600円、1日平均の売上額は1億2349万3900円となっております、前年度(B欄)の合計のところですが、開催日数87日、売上額は105億2285万5600円、1日平均の売上額は1億2095万2400円でしたので、累計売上額では、平成26年度と比較して2億2111万6千円の増、1日平均で254万1500円の増となっております。次に、入場者数が表の右のほう、27年度(D欄)でございますが、20万7187人、1日平均は2466人、26年度が23万6269人で、1日平均は2716人でしたので、累計入場者数は2万9082人の減、1日平均では250人の減となっています。このように、平成27年度におきましては、累計売上額及び1日平均売上額は前年を上回っておりますが、入場者数につきましては、累計及び1日平均とも減少しております。これにつきましては、ファン層の変容に伴いまして、本場入場者数よりもインターネットでの購入者層が増えてきたことによるものと考えております。

次に、資料2ページの「専用場外発売所の開設について」をお願いいたします。名称はオートレース船橋、開設場所は千葉県船橋市、設置者は株式会社よみうりランド、管理施行者は伊

勢崎市。施設の概要ですが、オート・競輪共用の一般席が216席、有料席44席、屋外観覧席72席、窓口数32窓となっております。年間総発売日数は342日程度を予定しており、4月8日にオープンをしております。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はございませんか。

○平山委員

入場者数は減っておりますが、売上が上がったということは大変いいことだと思います。

さて、日本トーターに事業委託してもう丸1年ちょうど経ちましたね、去年の4月から。もう5月の後半ですよ。そのときの日本トーターとの約束が、まず飯塚市に2億円を支払うと。

そして、別に売上の1.5%をまた飯塚市に提供するという条件やったと思うんですけど。もう5月の終わりに近づいていますよね。その2億円とは別に、売上に対する1.5%、その金額がいくらなのか。そしてそれがもう飯塚市に入ってきたのか。もし入ってなかったら、いつ頃入るのか。ちょっとお答えください。

○経営管理課長

まず、収益補償の額の件ですが、定額補償の2億円と売上額の1.5%ということで、まだ決算が出ておりませんが、約3億6千万円になっております。

出納閉鎖までには入金されるようにはなっております。今月中には。

○平山委員

大変よかったですね。3億6千万円とはですね。この入ったお金は、今オートレースの累積赤字が17億円、それと、JKAなんかね。そこにまだ7億くらいあるんですよ。この全額を補てんするんですか、充当するんですか。そこをちょっと聞かせてください。

○経営管理課長

まず、収益補償からです。2億円につきましては、JKAの交付金の猶予分ということで、お返しするようになっております。残りにつきましては、借上料とかの債務負担行為及び職員人件費を除きまして、すべて累積債務のほうに充当するようにはしております。

○道祖委員

オートレース船橋は、これは船橋があったところに開設したんですか。

○経営管理課長

場所は、船橋場とは別のところになります。

○道祖委員

そうですか。一緒のところかなと思って。場所がよくわからなかったんで、確認だけです。

それと、今売上のことでちょっと質問があっておりましたけど。先だって、日本トーターさんになっていろいろ取り組まれておるわけですけど、先日レース場の内側に新しい観覧席ですか。あれができましたので、見学に行きました。やっぱり売り上げを上げるために一生懸命頑張っておるようですけど。そこでちょっとお尋ねしますけど、以前オートレースもアルコールを出しておりましたけど、今、福岡市の事故を受けて、飲酒運転の取り締まりが厳しくなっていて、アルコールを出さなくなりましたけれど、どうなんですかね。野球やら見てたら、平気でビールを売っている人たちが動き回っているでしょう。スポーツのときにビールが売られていて、公営ギャンブルのときには売られない。ギャンブルについてはやっぱだめなのかな。

ですから、実態がどうなっているかお尋ねしたいんですけど。飯塚市は売っていない、ほかの公営ギャンブルでは売っているのか。競馬なり、ほかのオートレース場なり、競輪なりどのようになっているのか。ちょっと確認させてください。

○経営管理課長

まず、他のオートレース場でございますが、飯塚以外では、川口、伊勢崎、山陽の3場では、酒類の販売をいたしております。浜松では販売を行っておりません。それと、県内ですけれど

も、公営競技場の酒類の販売ですが、飯塚オートのほか小倉競馬場、小倉競輪場、久留米競輪場、福岡ボート、若松ボート、芦屋ボート、6つの公営競技がありますが、こちらについては酒類の販売を行っているということでございます。

○道祖委員

最後のほうがちょっと聞こえなかったんですけど、競輪場もボートも売っている。そうですか。僕野球を見ていて、ああいうふうになんか女の人たちが売って回っている、まあ男の人も売っているんでしょうけども。映っているのはよく女性の方が映っています。なんでオートレース場は解禁にならないのかなと。そろそろ解禁してもいいんじゃないかなと思うんですけど。その点についてはどう思っているのか。そちらのほうがファンサービスになるんじゃないかなと思うんですけど、ほかの公営ギャンブルのボートなりが販売しているのと、うちが販売していない理由というのはどういうことなのか。なぜ販売しているのか。うちはなんで販売しないのか。その点について、どうなっているのかお尋ねします。

○経営管理課長

先程委員申されましたとおり、平成18年に福岡市の海の中道大橋で飲酒運転による追突事故が発生しまして、それ以来、飯塚オートのほうでも酒類の販売を中止しているところでございますが、当然新規ファンの獲得やファンサービスにおいては、酒類の販売ということも有効な手段とは認識はしておりますが、ご承知のとおり、飯塚オートは自家用車でご来場される方がほとんどということもございまして、交通機関の接続もございませんことありまして、現在のところは酒類の販売を行っていないということでございます。

○道祖委員

理由になっていると思いますか。みんながみんな、ああいうところにね、車を置いてから来ていますか。オートレースはバスも出していますよ。だから、ほかのところの実態は出している。出していて、販売の仕方がどうなっているのかとか。販売して、その人達は飲酒運転やっているのかどうかとかですね。そういうことについては、販売しているところはどういう管理をやっているのか、確かめました。

○経営管理課長

申し訳ございません。販売されている公営競技場につきまして、どういった管理をしているのかということまでは、まだ調査をいたしておりません。

○道祖委員

トーターさんにしたのは、売上を伸ばすためにやったわけでしょう。アルコールを出したら売上が伸びるのかどうかというの、やっぱり問題があるということもあるかもわかりませんが。ほかのところが出していて、何でうちが出せないのかということに尽きるんですよ。その中でやっぱり売上を伸ばせとか、食堂の利用率を上げていいものを出せとか、いろいろファンのほうから声があるわけですけど。やっぱり食堂にしてもね、利益が上がらないと投資はできないだろうし、そのことを考えておいたら、ファンサービス、全体で見れば、やはりアルコールを出す。出したら、その後のことについては自己責任の問題が出てくるんじゃないかと思っているんですけどね。例えば、アルコールを販売するときに、確実にあなたは、きょうは車で来ていませんね、という確認ができる事項を、販売するときに、例えばコンビニでアルコールを買うときに、あなたは20歳以上ですか、とか言ってきちっと指さしてくださいとか、なんとかあるじゃないですか。やはり、それは販売店のほうは自覚を促しながら販売しているようなんです。ほかのところが出ているなら、うちも考えてもいいんじゃないかなと思うんですよ。ほかのところはどういうシステムで売っているのか。どういう経過で。恐らく一時的にはアルコール類は廃止したところは多かったと思うんですけど、再販売し始めたいきさつっていうのがあると思うんですよ。それがどうなっているのか。よくよく考えてもらってね、飲酒運転につながらないことを前提に販売するというのを考えてもいいんじゃないか

などと思いますので、ちょっと検討していただけないかと思いますが、どうですか。

○経営管理課長

他場、ほかの公営競技場の状況等も調査いたしまして、慎重に協議をさせていただきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学創立50周年記念式典の開催について」、報告を求めます。

○産学振興課長

お手元に配布しております「近畿大学産業理工学部創立50周年記念事業」と書いております資料をご覧ください。本年4月をもちまして50周年を迎えました近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学の創立50周年記念式典が、平成28年6月4日土曜日午後2時から近畿大学産業理工学部において開催されます。

また、同日午前10時から、「国際化時代における高等教育の役割：いかにグローバル人材を育成するか」をテーマとした創立50周年記念シンポジウムも開催されます。

なお、この式典・シンポジウムにつきましては、一般参加者の入場はおこなっていないのですが、シンポジウムにつきましては、議員の皆様で参加希望があれば、事前に産学振興課へご連絡いただければ、参加できますよう近畿大学へご連絡をさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、「近畿大学産業理工学部及び近畿大学九州短期大学創立50周年記念式典の開催について」、報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本県は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「誘致企業の工場火災について」、報告を求めます。

○産学振興課長

お手元に配布しております、ヒロホー株式会社の「企業概要」と書かれております資料をご覧ください。飯塚市勢田に福岡県が造成いたしました「松尾工業団地」に、平成19年に誘致いたしました広島県広島市で梱包具製造業を行っております「ヒロホー株式会社」の九州工場が、本年5月14日午後、工場から出火し、工場棟2棟を全焼し、1棟が半焼いたしました。出火当時、3名の従業員が工場内にいましたが、けが人は出ておりません。

全焼した工場で生産を行っていた製品については、当面、従業員をバスで、山口市の山口工場まで送迎を行い、生産を行っております。

今後につきましては、新たな工場を新築し、生産を行う予定と聞いておりますので、工場の閉鎖・従業員の解雇等はないものと考えております。

以上、簡単ですが報告とさせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて」、報告を求めます。

○商工観光課長

お手元に配布いたしております、「中心市街地活性化事業進捗状況表」をご覧願います。飯塚市中心市街地活性化の取り組みについて、飯塚市中心市街地活性化事業のうち、商工観光課が所管します商業の活性化事業の進捗状況につきまして、平成28年度の取り組み概要を中心に資料に基づきご報告いたします。

まず、中心市街地再興戦略事業につきましては、国の平成28年度予算による経済産業省の事業採択を受け実施する予定のものでございます。タウンマネージャー設置事業につきましては、平成27年度からの第2期タウンマネージャーを引き続き設置し、店舗診断など個店の魅力向上や空き店舗対策をはじめ、国の補助金を活用したハード整備やイベント等のソフト事業の支援、商業活性化に向けた様々な企画・立案などを行っていただくこととしております。

次に、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用した事業でございますが、商業活性化支援事業につきましては、中心市街地の商業活性化を総合的・一体的に推進するため、中心市街地活性化協議会で協議・決定された商業活性化事業に対し補助金を交付し、「街なか交流・健康広場運営」や「空き店舗対策事業」などを中心に、一体的に推進していくことといたしております。

次に、戦略的逸品店舗誘致事業につきましては、中心商店街に即戦力となる逸品店舗の誘致を引き続き進めておりまして、現在30社と出店交渉を行い、昨年度には、大手居酒屋チェーンのフランチャイズ店1店が吉原町に当制度を利用し出店いたしました。今年度も引き続き、積極的な店舗誘致活動を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、街なか循環バス運行事業につきましては、中心市街地活性化推進事業の効果促進事業として今年度までの実証運行中でありまして、利用者数の推移をみながら、次年度以降の運用についての検討を行うことといたしております。

以上で、簡単でございますが「中心市街地活性化事業の取り組みについて」、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「筑穂地区（桑曲線）スクールバスにおける一般市民との混乗運行について」、報告を求めます。

○商工観光課長

お手元に配付いたしております、「筑穂地区（桑曲線）スクールバスにおける一般市民との混乗運行について」の資料をご覧願います。「筑穂地区（桑曲線）スクールバスにおける一般市民との混乗運行につきまして」、ご説明いたします。

「筑穂地区（桑曲線）スクールバスにおける一般市民との混乗運行」につきましては、地区まちづくり協議会からのご要望を受け、関係各課と協議を行い、飯塚市地域公共交通協議会での承認を得まして、7月中の運行開始に向け、準備を行っているところでございます。1ページをお願いいたします。まず、「運行形態」につきましては、定時定路線型の運行であり、「平日運行」の1番便と2番便、及び「夏季・冬季・春季休業中運行」の1番便を混乗運行といたします。運行ルートにつきましては、2ページの経路図のとおりでございます。また、「運行ダイヤ」につきましては3ページのとおり運行することとしております。

それから、運賃につきましては、一般の利用者の方々は、コミュニティバスと同様1回の乗車につき200円、障がい者手帳をお持ちの方は、100円の割引をいたします。また、車内で回数券（13枚つづり）を千円で販売いたします。運行開始日は平成28年7月中に開始できるよう、現在準備中でございます。

以上で、簡単でございますが、「筑穂地区（桑曲線）スクールバスにおける一般市民との混

乗運行について」の報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

○平山委員

運賃のところで、一般乗客は2000円ですよ。障がい者割引が100円、回数券が13枚で千円なんですよ。一般の方はこの回数券はないんですかね。

○商工観光課長

一般の方の回数券が千円となっております。

○平山委員

すいませんでした。下まで読んでいませんでした。それと、各旧町、このコミュニティバスについて今までいろいろな不便さということで協議してきた中で、こういう形で運行ができるということは、筑穂地区にとっても非常に皆さん住民の方にとって利便性があるんじゃないかと思うんですよ。他の地区でもそういう要望があったら、速やかにこういう運行ができることを努力してください。お願いします。

○田中委員

すみません、ちょっとお尋ねいたしますが、代表質問等でもスクールバスについてご質問させていただきましたけれども、一般市民との混乗ということでございますが、これは今、スクールバスを運行してらっしゃる事業者がそのままことしの7月から一般混乗するという捉え方でよろしいですね。

○商工観光課長

質問委員のおっしゃるとおりでございます。

○田中委員

わかりました。そして、運行ダイヤでございますが、3ページを見ますと、平日運行の1番と2番、そして、夏季・冬季・春季が1番のみということでございますが。このスクールバスは、行きはわかりますけど、帰りは、スクールバスは運行していないんですかね。この点はどうですか。

○商工観光課長

帰りの運行はいたしておりません。これはまちづくり推進課と、要望をいただいております、筑穂まちづくり協議会との協議を行った結果でございます、その結果のとおり運行をさせていただいているところでございます。

○田中委員

まちづくり協議会の要望どおりということでございますが、この時間を見たら、朝7時50分に出て、筑穂中学校に8時7分とか8時18分。利用客いらっしゃるんですかね。

○商工観光課長

朝の便で筑穂支所にいらっしゃる方が多いと聞いております。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成27年度コミュニティ交通利用状況について」、報告を求めます。

○商工観光課長

続きまして「平成27年度コミュニティ交通利用状況について」、お手元に配付しております資料に基づきご報告いたします。

資料の4ページをお願いいたします。まず、「予約乗合タクシー」についてご説明いたします。(1)の「運行状況」につきましては、①に記載のとおり、8地区で、合計11台の車両

で運行しております。また、②に記載しておりますとおり、平成27年度の年間運行日数は241日の平日運行で、朝8時から夕方17時までの1日8時間の運行時間となっております。

次に、(2)の利用者登録数につきましては、①に市全体の月毎の利用者登録数、②には地区別の登録者数を記載しております。

平成27年度末の登録者数の合計は①の表の右側合計欄に記載しておりますとおり、市全体で9347人となっております。昨年度末と比較しますと658人、率にして7.6%の増となっております。地区別にみますと、②に記載しておりますように、筑穂地区、穂波地区の登録者数が多く、非運行地区の飯塚・立岩・菰田の3地区では少ない状況となっております。

次に、(3)の利用者数につきましては、①に市全体の月毎の推移、②には地区別の利用者数を記載しております。平成27年度の利用者数合計は、①の表の右側合計欄に記載しておりますとおり、市全体で4万2791人となっております。昨年度と比較しますと、70人、率にして0.2%の増となっております。地区別に見ますと、②に記載しておりますように、筑穂地区、穂波地区で利用者が多く、飯塚東地区、鯉田地区では少ない状況となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。コミュニティバスについてご説明いたします。

(1)の「運行状況」につきましては、颯田・飯塚線、庄内・飯塚線、筑穂・飯塚線の3路線を3台、平成27年度は平日の241日運行しております。1日あたりの運行便数及び停車バス停数は表に記載のとおりでございます。次に、(2)の利用者数につきましては、①に市全体の月毎の利用者数の推移、②には路線毎の利用者数を記載しております。

平成27年度の利用者数合計は、①の表の右側合計欄に記載しておりますとおり、市全体で2万863人となっております。昨年度と比較しますと703人、率にして3.5%の増となっております。路線別にみますと、②に記載しておりますように、昨年度と比較しますと、颯田・飯塚線では13.5%の減、庄内・飯塚線では19.3%の増、筑穂・飯塚線では3.2%の増となっております。

続きまして、6ページをお願いいたします。街なか循環バスについてご説明いたします。

本事業は、平成27年度より開始しました事業でございます。(1)の「運行状況」につきましては、街なか循環線、川島線、菰田線の3路線を1台で運行し、平成27年度は月曜から土曜までの291日運行しております。1日あたりの運行便数及び停車バス停数は、表に記載のとおりでございます。次に、(2)の利用者数につきましては、①に市全体の月毎の利用者数、②には路線別の利用者数を記載しております。平成27年度の利用者数合計は、①の表の右端合計欄に記載しておりますとおり、市全体で1万1859人となっております。

以上で、簡単でございますが、「平成27年度コミュニティ交通利用状況について」のご報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

利用状況の説明があったわけですが、想定の利用数との比較はどうなっておるのでしょうか。

○商工観光課長

街なか循環バスにつきましては、初年度の目標として1万人を目標として出しておりました。それから、予約乗合タクシーにつきましては――。

○道祖委員

次回で結構ですから、想定に対して実態がどうなっているのか。その解析をして、次回報告をしてください。

○商工観光課長

そのようにさせていただきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の処分について」、報告を求めます。

○経済部長

「職員の処分について」、ご報告いたします。この報告につきましては、5月16日の総務委員会におきまして既に報告されておりますが、改めて所管の当委員会におきましてご報告させていただきます。

本事案は、平成27年度、経済部におきまして交付金支払事務等の業務について、当時これを担当しておりました40歳代の職員の職務怠慢により、当該交付金の支払いが遅延するなど、関係各方面に多大なご迷惑をおかけした事案でございます。現在、事務処理は完了いたしております。実質的な損害はなかったものの市政に対する信用を著しく失墜させた事案でございます。

今後は、このような事案が発生しないよう、事務の進捗のチェック体制を強化するよう、各所属長には指示をいたしておりますが、事務の質・量の配分、また、他の職員や管理監督職のサポート体制につきましても、十分に配慮してまいりたいと考えております。

以上簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

○平山委員

質疑じゃありませんけど、要望をしたいと思って一言言わせていただきます。今、部長は職務怠慢と言いましたけど、この職員に対しても、この前総務委員会でもある議員さんが言われたように、超過ですね。非常に仕事量が多い。そういうことも加味しておるんじゃないかということをおっしゃっていましたよね。

そして今、飯塚市が人事の中で適材適所という言葉を使って、本当にその職員がやれるところを希望したり、希望箇所はどこかありますかという、人事のときに部長が推薦したり、職員の希望を聞いたりしていろいろな部署に配置しておると思うんですね。現在も、いつもやる職員が、心を病んで長期休暇をとする職員が非常に多いということをおっしゃって来ていますよね。やはりそういうことも本当に真剣に踏まえて、職員の配置なり、職員の希望をよく聞いて、適材適所になるべくやるように努力してほしいと思って、要望いたします。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 04

再開 11 : 12

委員会を再開いたします。

「飯塚立体駐車場の試験的運用について」、報告を求めます。

○住宅政策課長

「飯塚立体駐車場の試験的運用の報告について」、ご説明いたします。飯塚立体駐車場を利用し、周辺の公共施設や商業施設等を利用される方々のサービス向上を図るため、本年4月19日から開場時間及び駐車料金の試験的運用を開始したため、ご報告するものでございます。開場時間につきましては、「午前8時を午前7時」に変更いたしております。駐車料金につ

きましては、「基本料金として4時間までは300円、4時間を超え30分ごとに100円の加算」としていたものに、「最初の1時間までを200円とする基本料金」を新たに設定いたしております。

資料をご覧ください。周知の方法ですが、駐車場内及び周辺公共施設に、別添資料の周知ポスターの掲示及びホームページでの周知を行っております。今回の試験的運用は、運用期間を本年4月19日から平成29年9月末までの約1年6か月とし、利用状況を検証したうえで、継続するか否かの判断をしたいと考えております。なお、継続すべきであると判断した場合には、条例の改正をしたいと考えております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

市報にこれ載せたの。ホームページでは告知したと言っていますが、市報には載せたの。

○住宅政策課長

市報には載せておりません。

○道祖委員

市報のほうが圧倒的に配布されていると思うんですね。だから、市報には載せたほうがいいんじゃないんですか。決めた段階で。市報で見てないような気がいたしましたんで。やっぱり載せておいたほうがいいんじゃない。ホームページはみんな見るわけじゃないですよ。情報伝達の方法はいろいろあるんだから、ちゃんとやっておいたほうがいいと思います。

それと、なんで1年半も試験をやるの。

○住宅政策課長

市報掲載の告知の件につきましては、今後、検討させていただきます。

試験的運用期間を1年半といたしましたことにつきましては、指定管理の期間及び運用期間といえますか、利用状況を精査するために1年半の期間を設けた次第でございます。

○道祖委員

1年半、安い値段で駐車できるからいいんだけど。恐らく、こちら側のほうが今までよりはいいということになるだろうから、1年半もね、時間を置く必要ないんじゃない。半年も見ておけばいいんじゃないかなと思いますけどね。そう思いますよ。

確か、立体駐車場はもう減価償却終わっているんでしょう。まあ、そういういろいろな駐車場ありますけれど、減価償却が終わっているところが多々出てきて、こういう取り組みが始まっていつているんだというふうに理解しておりますけれど。であるならば、別に1年半経って条例を変える必要もないと思いますけどね。期間短くても構わないと思いますよ。その辺は、実態は変わらないけれど、どういうふうに物事に取り込むか、考え方のあり方だと思いますけれど。よく考えて取り組んでください。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑が終わりましたので、質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市空家等実態調査業務委託実施について」、報告を求めます。

○住宅政策課長

「飯塚市空家等実態調査業務委託実施の報告について」、ご説明いたします。空家等実態調査業務委託をプロポーザル方式にて行うことを5月12日に公告したことから、その概要について報告するものでございます。

資料をお願いいたします。業務概要は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に規定する総合的かつ計画的な空家等対策のため、飯塚市全域の空家等の実態を把握するため現地調査を行い、基礎資料の収集を行うものでございます。この調査は、市内全域の公営住宅等及び共同住宅を除く全ての建築物を対象に、外観目視による詳細調査を行い、空家等を特定するものでございます。なお、アパート等の共同住宅につきましては、全室が空室の場合は対象とし、旧炭鉱住宅等の長屋造りにつきましては一部居住されているものも対象としております。

スケジュールにつきましては、5月12日に公告を行い、企画提案書等の提出期限を6月2日とし、6月末までには委託業者を決定し、履行期間の終了日を3月10日としております。

実態調査の結果につきましては、帳票等に加えまして、地理情報システムに取り込めるデータを作成することといたしております。

以上簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

○道祖委員

企画提案書の企画っていうのは、中身はどういうことを求めているんですか。

○住宅政策課長

企画提案書につきましては、実施方針・テーマに対する提案等を求めておまして、評価項目につきましては、会社概要・実績・実施体制・企画提案書・見積額というふうにさせていただいております。

今回プロポーザルを選択した理由につきましては、「家屋等対策の推進に関する特別措置法」の空き家を対象とした実態調査を他の自治体でもまだやっていないのが現状でございます。価格競争により入札を行いまして、安さだけで業者を選定した場合は、期待した成果が得られない恐れもありますので、今回、プロポーザル方式を採らせていただいております。

○道祖委員

空き家はね、確か1万戸くらい、この飯塚市内1万戸を超す空き家があるという報告を受けたことがありますけれど。その元資料かなんかあって、それをもって調査に入るんですか。それとも、あなたは外観と目視で調査するというふうに言っていましたけど、外観目視で、全市内で、もちろん空き家って言われているところは行って見ないとわかんないでしょうけど。全戸数を外観目視でやっていって、そして、そこが空き家だということがわかるんですか。

じゃあ今まで、1万戸いくらかでしたかね、空き家はと言われていた戸数は確か。飯塚市内1万戸いくらかという数字を以前、「まち・ひと・創生法」のときでしたか。何か報告を受けた記憶があるんですよ。その実態がわかっていて、なおかつ、これはその確認のためにやるというふうに理解していいんですか。

○住宅政策課長

委員が申しておられます空き家の件数につきましては、平成25年の家屋実態調査に基づく、推計による空き家の戸数だというふうに理解しております。

今回は全市を足で調査員が回りまして、空き家を確認するということになっております。外観目視につきましては、国土交通省が示しております「外観目視による住宅の不良判定度の手引き」に基づきまして調査をするということになっております。

○道祖委員

市内には各自治会があるじゃないですか。その自治会で、ある程度空き家の戸数というのは把握しているんじゃないんですか。あなたは、指針があって外観目視で調査しますと言っていますけれど、それだけでわかるんですかね。

やはり、そこの自治会長とか隣組長というのが、近所の人が、実態をよく知っているんであって。例えば、ここは今ちゃんと住民票等は置いていますけれど、お母さんは娘さんのところ

に行っていますよという。それは空き家なんですか。

○住宅政策課長

空き家という概念がありまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の第2条に、空き家とは「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態である」というふうに示しております。今回調査いたします空き家の状況につきましては、先ほどの外観目視のマニュアルに沿いまして、3段階に区別をして判定をしていただくと。空き家は、使える状態の空き家と、それとリフォーム等、簡易的な補修で使える空き家と、もう老朽化して使えない空き家、というふうに判定を合わせてしていただくようにしておりますので。

自治会のほうで住んでいる、住んでいないということだけの調査ではございませんので、今回こういうふうになさせていただいております。

○道祖委員

自治会のほうがよく内容を知っているんですよ。空き家は空き家でもね、今言ったように内容を知っているんですよ。お母さんは今までいたんだけど、娘さんのところへ行きましたよと。それを空き家と言わないならば、空き家という実態を知っている、その事情を知っているのは個々に選ぶ業者さんじゃわからない点があると思うんですよ。だから、調査するときには自治会と一緒に取組まないと、実態は把握できないんじゃないかと危惧するんですよ。

だからその辺を、せっかくするんだったら、今言った3点、言われましたよね。そして、調べてその後、恐らく空き家をどういうふうに利活用するかっていうような構想もつくっていくとかいうような話にも発展する可能性があるわけだから。それだったら、なおさら業者さんだけじゃなくて、隣組、自治会等に協力を仰いでね、具体的な内容を把握した方がよろしいんじゃないですか。せっかくやるならね。お金かけてやるなら、調査の内容と実態が違うっていうようなことがないようにやっていただきたいということですよ。

○住宅政策課長

調査する調査員のほうが近隣自治会とか、近隣の方々に確認をすると。そして、調査の内容を把握していくというふうにはいたしておりますので。今後プロポーザルで企画される提案内容を踏まえたところで、今委員のおっしゃられる事を参考にさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市職員による車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市職員による車両損傷事故について」、ご報告いたします。事故の概要につきましては、平成28年3月15日午前9時30分頃、飯塚市赤坂地内、市道「赤坂・内堤1号線」において土木管理課職員が飯塚市庄内こども園グラウンド駐車場出入口の道路に出てきた碎石を撤去作業中、作業横を通過していた相手方車両に破砕した石が当たり、右側後部ドアに損傷を与えたものでございます。

なお、この事故の損害賠償につきましては、現在相手方と協議をしているところでございます。作業中の安全対策につきましては、日ごろより指導を行っているところでありますが、今後は更なる指導、注意喚起を行ってまいります。以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○土木管理課長

「市道上における事故について」、ご報告いたします。本件事故は、平成28年4月28日午後7時20分頃、飯塚市潤野地内の市道「太郎丸・相田線」において、当事者が花瀬方面から潤野方面へ走行中、進行方向左寄りにできた穴ぼこに、車両左側前輪を落とし込ませ、左前輪ホイールを損傷させたものです。この事故によります過失割合につきましては、現在保険会社と協議中であり、その結果をもって相手方と協議を行ってまいります。

また、道路の点検補修につきましては、日ごろより市報等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はございませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「工事請負変更契約について」、2件の報告を求めます。

○土木管理課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、1枚目の資料をお願いいたします。大日寺川排水ポンプ場新設（土木）工事でございますが、原契約金額1億2101万6160円に181万3320円を増額し、変更契約金額を1億2282万9480円とするものでございます。その主な理由といたしまして、L型擁壁の基礎杭長の変更及び管理道路として計画をしていた部分の用地買収が完了いたしましたので、拡幅工の増工、その他数量の精査により181万3320円を増額変更を行ったものでございます。

次に、2枚目の資料をお願いいたします。大日寺川排水ポンプ場新設（電気）工事でございますが、原契約金額9959万3280円に89万6400円を増額し、変更契約金額を1億48万9680円とするものでございます。その主な理由といたしまして、ポンプ槽上部の外の操作盤への動線上に配線をするようにしてはしておりましたが、夜間作業等において足元の支障となるため、動線に支障の少ない配線のルートへの変更に伴う配線接続機具の増により、89万6400円を増額変更を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約解除について」、報告を求めます。

○土木建設課長

平成28年1月25日、閉会中の本委員会でご報告をいたしました、「赤坂地区調整池新設事業」の現地調査につきましては、平成28年3月31日をもちまして調査が完了いたしましたので、調査結果について、まずご報告をいたします。

資料ナンバー1につきましては、位置図でございます。資料ナンバー2をお願いいたします。調整池計画平面図でございます。福岡県環境保全課の指導によりまして、対象となりますエリアを10メートル四方、74箇所に分け深さ10メートルのボーリング調査を行いました。その結果、資料ナンバー3のとおり、赤く塗った部分に土砂に混じり工業系の焼却灰、建設廃材及び純度の高い石炭かす等が存在することが判明いたしました。その量でございますが、現地

表より約5メートルの深さまで分布しておりまして、今回の工事で予定している掘削範囲のほぼ全てに分布していることが判明いたしました。

次に、資料ナンバー4のとおり、鉛及びその化合物に対しまして土壌溶出量試験を行いました。その結果、基準値0.01ミリグラムパーリットルに対しまして、赤く塗っております9箇所におきまして基準値を超える数値が検出されております。

また、資料ナンバー5のとおり、同じく鉛及びその化合物に対し土壌含有量試験を行いました。その結果、基準値150ミリグラムパーキログラムに対しまして、1から21ミリグラムパーキログラムの数値が検出されましたが、いずれも基準値内でした。

さらに、資料ナンバー6でございますが、赤の二重丸で示しております、A4-2、B3-8、C3-8の3箇所で地下水試験を行っております。その結果、この3箇所いずれも鉛及びその化合物は検出されておられません。

以上が福岡県環境保全課の指導によります、現地調査の結果でございます。以上のことにより、本工事の掘削により発生するこれらの廃棄物の量は、約2万立米でございます。その処分費用は約7から8億円となり、膨大な事業費を必要とすることから、本事業につきましては現段階で予算の確保が困難であると判断いたしまして、内部協議を行い、本事業を一旦中断することとし、現在契約をしております、「赤坂地区調整池新設（1工区）工事」及び「赤坂地区調整池新設（2工区）工事」の契約についても、平成28年3月31日付で解除いたしております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○土木建設課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております資料「工事請負変更契約報告書（都市建設部土木建設課）」をお願いいたします。平成27年度浸水対策事業「水江雨水幹線水路改修（3工区）工事」でございますが、原契約金額7201万9800円から55万8000円を減額いたしまして、変更契約金額を7146万9000円とするものでございます。また、契約期間の変更についてはございません。

変更の主な理由といたしまして、水路施工におきましてコンクリート矢板の仮設山留工について、設計当初は二段で切梁、腹起しを計画しておりましたけれども、掘削等の作業性の向上を図るため、構造計算等の再度見直しを行いまして、一段の切梁、腹起しに変更を行いましたものでございます。また、その他、現地精査による数量の異動を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○都市計画課長

「工事請負変更契約について」、報告をいたします。お手元に配布しております資料をお願いいたします。浸水対策事業の「蓮台寺川河川改修工事」でございます。原契約金額6329万8800円に248万6160円を増額しまして、変更契約額を6578万4960円とするものでございます。その主な理由としましては、工事の実施にあたり現地掘

削の結果、水道本管（100ミリメートル）の位置が当初想定と相違しており、掘削断面に入ることが判明しました。このことにより、水道本管が支障となるため、水道本管の一時的な撤去及び原形復旧を行ったことから増額変更するものでございます。

また、このことに伴い、平成28年3月31日から平成28年5月31日まで2カ月間の工期の変更を行うものです。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故について」、報告を求めます。

○穎田支所経済建設課長

「市道上における車両損傷事故について」、報告いたします。

本件事故は、平成28年3月22日午前7時50分ごろ、市道石丸団地12号線を走行中、突然路面が陥没し、車両左側前後輪のタイヤがはまり、左側前輪ホイール、左側前後輪のタイヤ、左側ドア及び後方ステップを損傷させたものです。事故によります市の過失割合は100%であり、当事者車両の損害賠償額は23万3890円で示談をしております。

道路点検・補修につきましては、日ごろからパトロールを行い、補修箇所を発見した際は迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて管理を行ってまいります。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中委員

突然陥没としたということでございますので、見た目ではそれまでわからなかったということですね。

○穎田支所経済建設課長

本件の事故の原因は、道路側溝から漏れた水が道路アスファルト下部を潜掘したもので、表面上には異常がなかったということで、今回の事故が発生しております。

○田中委員

そういう状態の道路をこれからパトロールしていくと。見ていく。目で見てわからないでしょう。そうしたらどうするかを考えなくてはいけないと思います。

○委員長

ほかに質疑ございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市農業委員会委員の辞任について」、報告を求めます。

○農業委員会事務局長

「飯塚市農業委員会委員の辞任について」、報告いたします。お手元に配布させていただいておりますA4サイズの資料をご覧ください。

まず、「1、農業委員辞任の同意までの経緯」ですが、本年4月1日からの改正法が施行されました農業委員会等に関する法律に基づきまして、農業委員の任命について本年3月の市議会の定例会におきまして、皆様の同意をいただいたところでございます。これに基づきまして、本年4月1日に市長により委嘱状を交付し、任命を行ったものでございますが、4月5日付で、長谷川武勝農業委員より辞表の提出がなされました。

このことにつきまして、事務局及び農業委員会会長において辞意の慰留に努めてきましたが、

本人の意志が固いことから、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、4月28日に農業委員会総会を開催し、飯塚市農業委員会の委員の辞職願の同意議案を提出させていただきました。

しかしながら、この総会におきましては、農業委員会に関する制度も改正され、新制度のもとで委員の数が19名、以前は30名でございましたが、そのような状況となった中、今後19人が一体となって、組織活動を進めていかなければならないので、総会出席者18名全員の総意として、辞任を思いとどまってほしいとのことから、再度慰留に努めることとして、継続審議となっております。このことから、再度慰留に努めてきましたが、本人の意思は変わりませんでしたので、5月10日付の総会で議案の提出を行いまして、同意をいただいたものでございます。なお、市長の同意につきましては、任命権者としての判断については、農業委員会の判断が必要なことから、農業委員会の同意を持って同意をしております。

次に、2の「農業委員の欠員に係る今後の対応（予定）」でございしますが、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者等が農業委員の過半数を占めなければならないということになっておりますが、今回の辞任により農業委員総数18名中9名が認定農業者の数になっており、半数であることから、過半数となっております。このことから、飯塚市農業委員会の委員の選任に関する規程に基づきまして、新たに認定農業者等の農業委員について、本年7月から推薦及び募集を行い、8月上旬に委員の候補者を決定し、9月の定例会におきまして、新候補者の議会の同意を得たいと考えているところでございます。

資料の下段には、参考としまして関係法令の抜粋を記載しております。説明は省略させていただきます。報告は以上で終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

○平山委員

今名前を聞いて、びっくりしたんですけど。この方は、恐らく颯田の方だと思うんですね。認定農業者であり、今言われました認定農業者が18人中9人、過半数はいなければならないということで、颯田から1人欠員したわけですよ。颯田もほかにまだ認定農業者の方が何件かされている方がおると思うんですけど、是非今度もう1人を選定する場合は颯田の中から選んでほしいと思うんですよ。

そして、農業委員会は2カ月に1回ですかね、1カ月に1回ですかね。あっていますよね。この18人中1人欠員しておりますけれど、農業委員会は毎月していったら、業務に支障はないんですか。そこだけお答えください。

○農業委員会事務局長

農業委員会の総会におきましては、毎月1回、定例で開催をさせていただいているところでございます。この部分につきましては、定数が19名となっておりますけれども、18名ということで、現在通常どおり行っているところでございます。

通常の農業委員の数につきましては、認定農業者については過半をといるところがありますけれども、普通の農業委員につきましては、3分の1以上が欠員となったときにはやはり支障を来すというふうなことから、新たに農業委員の方を推薦、任命をするところとなっております。

○道祖委員

業務に支障はないのか。問題ないのか。

○農業委員会事務局長

業務については、支障がなく行っているところでございます。

○道祖委員

法的には問題ないのか。

○農業委員会事務局長

法的にも問題はございません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年12月25日議決の「訴えの提起（和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加）」に関する「市に対する訴えの取り下げ」について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

平成25年12月25日議決の「訴えの提起（和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加）」に関する「市に対する訴えの取り下げ」について」、報告いたします。

平成25年12月25日に議決をいただきました「訴えの提起（和解金等請求反訴事件に対する独立当事者参加）」に関し、平成28年3月3日に顧問弁護士から、本件について飯塚市に対する請求が取り下げられた内容の報告を受けました。これによりまして、飯塚市の損害賠償義務は存在しないことが確定いたしましたので報告いたします。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」、報告を求めます。

○上下水道局総務課長

上下水道局の工事請負変更契約の締結につきまして、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。横書きの「工事請負変更契約報告書（上下水道局総務課）」と記載しております資料をお願いいたします。

本件、「柳橋二瀬汚水幹線管渠布設（3工区）工事」につきましては、原契約金額から159万7320円を増額しまして、変更契約金額を6606万7920円とするものであります。これは、開削工の実施において、汚水ますの設置位置を土地所有者と協議した結果、管渠の延長が当初設計より24.5メートル長くなったため、変更契約を行ったものであります。

また、工期の変更につきましては、国道201号の道路管理者と年度末工事についての実施協議及び店舗等出入り口の調整協議に時間を要したことにより、平成28年3月31日から平成28年5月31日まで2カ月間の工期変更を行ったものでございます。

以上、簡単ですが、工事請負変更契約の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。